

# 会社法判例速報

□ 筑波大学教授

## 弥永真生

□ 東京高判平成 29 年 1 月 31 日

平成 27 年(ネ)第 3425 号, X<sub>1</sub>ら対 Y 株式会社, 各株主総会決議取消請求控訴事件, 金判 1515 号 16 頁

### ▶ 事実

Y 株式会社(被告・被控訴人)は A に対し、貸金返還等を求めて訴えを提起したが(別件訴訟)、平成 24 年 12 月 17 日に、Y は A に対し 3902 万円(うち退職金 3402 万円)の支払義務を負っていること、A は、株式会社 Z に対し、A が所有する Y の株式(本件株式)を売り渡すこと、Y は、A に対し、Z の A に対する本件株式の売買代金債務(Z の本件債務)につき連帯保証すること、Y と A は、それぞれその余の請求を放棄し、Y と A との間には、和解条項に定めるもののほか債権債務がないことを相互に確認することなどを内容とする訴訟上の和解(本件和解)が成立した。その後、平成 25 年 2 月 21 日開催の Y の臨時株主総会で、X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub> 及び X<sub>3</sub>(原告・控訴人)を取締役から解任する旨の決議(本件決議 1)及び裁判上の和解に基づき、Y が A に対して行った退職金支給を追認する旨の決議(本件決議 2)がされ、平成 26 年 1 月 21 日開催の Y の臨時株主総会で、本件決議 2 と同内容の決議(本件決議 3)がされた(B、C 及び Z の賛成による)。

そこで、X<sub>1</sub>らが本件決議 1 及び本件決議 2 の取消しを、X<sub>1</sub>が本件決議 3 の取消しを、それぞれ求めて訴えを提起したのが本件である。X<sub>1</sub>らは、決議取消事由として、本件和解は、A に対し、その株主の権利の行使に関し、財産上の利益を供与したもので、会社法 120 条 1 項に違反し、同法 970 条 1 項に該当する犯罪行為であるから、公序良俗に反し無効であるなど主張し(決議取消事由 1)、本件和解において、Y は Z の本件債務を連帯保証しており、仮に本件和解が有効であっても、本件各決議は、違法な財産上の利益の供与を受けた Z が議決権を行使したことにより可決されたものであるから、その決議の方法が法令に違反し、又は著しく不公正なときに当たると主張した(決議取消事由 2)。

原審(東京地判平成 27・5・13 金判 1515 号 28 頁)は、決議取消事由 1 につき、本件和解に基づく支払は無償での又は Y が受けた利益が著しく少ない利益供与ではないから本件和解について会社法 120 条 2

項は適用されないなどとして、また、決議取消事由 2 につき、Z の本件債務についての連帯保証は、株主の権利の行使に関してしたとは認められないから、同条 1 項に違反するものではなく、本件各決議の方法が法令に違反し、又は著しく不公正なときには当たらないなどとして、X<sub>1</sub>らの請求をいずれも棄却した。

### ▶ 判旨

控訴棄却(上告・上告受理申立て)。

(原判決の「事実及び理由」欄の第 3 を引用した上で付加)

**I** 「Y が A に対し Z の本件債務につき連帯保証したことは、主たる債務者である Z による債務の履行がなくても、A が連帯保証人である Y に対しその連帯保証債務の履行を請求することができることになるので、A に対する財産上の利益の供与とみる余地はある……(その場合でも、決議取消事由 1 についての説示に照らすと、このことも同〔会社〕法 120 条 1 項に違反するとは認められない。)」。Y の A に対する「別件訴訟の本訴請求に十分な証拠があったとはいえず、「長年 Y の代表取締役であった A の別件訴訟における反訴請求や名誉毀損による慰謝料請求が、およそ合理性のない請求であり、全く認容される見込みがなかったとはいえない……。そして、A の請求金額は合計 9000 万円を超えていたところ、Y は、A とのこのような複数の訴訟を含む紛議を和解によって抜本的かつ一挙に解決することが Y の業務運営にとって利益をもたらすものであると判断して、A と本件和解をしたものである……。これらの事情を総合的に考慮すれば、Y が本件和解により A に対し慰謝料及び退職金として合計 3902 万円を支払ったことが、『無償で』の利益供与に当たるとは認められず、また、Y の受けた利益が Y の支払金額に比して著しく少ないとも認められないから、同項により『株主の権利の行使に関し』されたものと推定されるものではない。／そして、以上の説示によれば、Y が本件和解により A に対し 3902 万円を支払ったことが A の『株主の権利の行使に関し』されたものとは認め難い。」